

新宿区重度障害者等就労支援事業実施要綱

6 新福障第 1124 号令和 7 年 3 月 12 日部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と連動して、通勤、職場等で必要となる支援を行うことにより、重度障害者等の就労機会の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度障害者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護、同条第 4 項に規定する同行援護又は同条第 5 項に規定する行動援護の支給決定を区から受けている者をいう。
- (2) 企業 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。)第 49 条第 1 項に規定する助成金の支給の決定を受けている事業主をいう。
- (3) 支援計画書 重度障害者等の通勤、職場等における支援について、支援の対象となる範囲を明確にするため、企業が重度障害者等及び次条に規定するサービスを提供する事業者と連携して作成するものをいう。
- (4) 自営業者等 重度障害者等のうち、自営等に従事することにより当該重度障害者等の所得の向上が見込まれると区長が認めた者(企業で雇用されている重度障害者等及び国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等をされる者その他これに準ずる者を除く。)をいう。

(事業の内容)

第 3 条 この要綱による就労支援事業(以下「本事業」という。)は、第 5 条に規定する就労支援事業者により提供される重度障害者等に対する就労支援(以下「サービス」という。)であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 民間企業が重度障害者等を雇用するに当たり、障害者の雇用の促進等に関する法律第 49 条第 1 項第 4 号又は第 5 号に規定する助成金(以下単に「助成金」という。)を活用しても当該重度障害者等の雇用継続に支障が残る場合に必要となる 喀痰かくたん 吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守りその他雇用の継続に必要な支援及び助成金の支給開始日から 4 か月目以降の通勤支援
- (2) 重度障害者等が自営業者等(次条第 1 号に規定する対象者及び国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用される者その他これに準ずる者を除く。以下同じ。)として働く場合において必要となる通勤、職場等における支援

(対象者)

第 4 条 本事業の対象となる者(以下「対象者」という。)は、区の区域内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、サービスの提供がなければ、就労の

継続が困難であると区長が認めた者に限る。

- (1) 企業で雇用されている重度障害者等のうち、次のいずれかに該当する者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 6 条の 10 第 1 号に規定する就労継続支援 A 型の利用者を除く。）

ア 1 週間の所定労働時間（以下「週所定労働時間」という。）が 10 時間以上の者

イ 週所定労働時間が 10 時間未満の者のうち、当該年度末までに週所定労働時間を 10 時間以上に引き上げることが支援計画書によって確認できる者

- (2) 自営業者等で次に掲げる要件のいずれにも該当する者

ア その営む事業等に従事する時間が 1 週間当たり 10 時間以上の者

イ その営む事業等に従事することにより当該自営業者等の所得の向上が見込まれると区長が認める者

（就労支援事業者）

第 5 条 サービスを提供する事業者（以下「就労支援事業者」という。）は、法第 36 条の規定により、都道府県知事から重度訪問介護、同行援護又は行動援護を行う指定障害福祉サービス事業者として指定を受けた者とする。

（支給の申請等）

第 6 条 本事業を利用しようとする対象者（以下「申請者」という。）は、新宿区重度障害者等就労支援給付費支給決定（変更）申請書兼利用者負担額減額・免除申請書（第 1 号様式）に支援計画書（第 2 号様式）を添えて申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定により申請を受けたときは、申請者の状況等の調査を行い、支給の可否を審査し、支給を決定したときは新宿区重度障害者等就労支援給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除決定通知書（第 3 号様式）及び 1 月に就労支援事業者から受けられるサービスの量を記載した新宿区重度障害者等就労支援サービス受給者証（第 4 号様式。以下「受給者証」という。）を、支給しないことを決定したときは新宿区重度障害者等就労支援給付費不支給決定通知書（第 5 号様式）を申請者に交付する。

- 3 前項の規定により支給の決定を受けた申請者（以下「支給決定者」という。）は、サービスの利用に当たっては、就労支援事業者に対して受給者証を提示しなければならない。

- 4 受給者証の有効期間は、第 2 項の規定による支給の決定をした日から起算して 1 年を超えない範囲内で定める日とする。

（支給決定の変更）

第 7 条 支給決定者は、前条第 2 項の規定により決定した支給の内容を変更しようとするときは、区長に対して新宿区重度障害者等就労支援給付費支給決定（変更）申請書兼利用者負担額減額・免除申請書（第 1 号様式）を提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定により申請を受けたときは、変更の可否を審査し、当該変更を認めるときは重度障害者等就労支援給付費支給決定変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除変更決定通知書（第 6 号様式）を、当該変更を認めないときは新宿区重度障害者等就労支援給付費支給決定変更申請却下通知書兼利用者負担額減額・免除決定変更申請却下通知書（第 7 号様式）を申請者に交付する。

3 区長は、前項の規定により支給の内容を変更したときは、受給者証に当該変更に係る内容を記入するものとする。

(支給決定の取消し)

第8条 区長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定による支給の決定又は変更を取り消すことができる。

- (1) 不正又は虚偽の申請により支給の決定又は変更を受けたとき。
- (2) 対象者でなくなったとき。
- (3) その他区長が不適當であると認めたとき。

2 区長は、前項の規定により支給決定の取消しを行った場合は、当該支給決定の取消しに係る支給決定障害者等へ新宿区重度障害者等就労支援給付費支給決定取消通知書（第8号様式）を交付し、受給者証の返還を求めるものとする。

(事業の費用)

第9条 本事業の対象となる費用は、別表に定めるサービスの種類に応じたサービス費の単位数に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)に基づく厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年厚生労働省告示第539号)に定める単価を乗じて得た額とする。

(給付費の支給等)

第10条 区長は、本事業を利用した者(以下「利用者」という。)に対し、前条に定める額の100分の90に相当する額を、本事業の提供を受けるための費用(以下「給付費」という。)として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、利用者に係る1か月当たりの当該事業の利用に要した費用の額(以下この項において「総費用額」という。)から同項の規定により算出された額を控除して得た額が、次条に規定する上限額を超える場合は、前項の規定により支給される給付費は、総費用額から同条に規定する上限額を控除して得た額とする。

3 区長は、利用者が就労支援事業者(あらかじめ、区との間で、本事業の給付費に相当する額の支払を受けることに関して委任を受けているものに限る。)に支払うべき1か月当たりの当該事業の利用に要した費用の額について、給付費として当該利用者に支給すべき額の限度において、当該利用者に代わり、当該事業者を支払うことができる。

4 区長は、前項の規定により利用者からの委任を受けた契約事業者に給付費を支払うときは、当該契約事業者から次に掲げる書類を翌月10日までに提出させるものとする。

- (1) 新宿区重度障害者等就労支援事業費請求書（第9号様式）
- (2) 新宿区重度障害者等就労支援事業費明細書（第10号様式）
- (3) 新宿区就労支援サービス提供実績記録票（重度訪問介護）（第11号様式）
- (4) 新宿区就労支援サービス提供実績記録票（同行援護）（第12号様式）
- (5) 新宿区就労支援サービス提供実績記録票（行動援護）（第13号様式）

5 区長は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、当該請求が適當であると認めるときは、当該契約事業者に速やかに給付費を支払うものとする。

6 第5項の規定により、区長が就労支援事業者に支払をした場合には、代理受領通知を当該契約事業者から利用者に通知させなければならない。

(負担上限月額)

第11条 利用者に係る負担額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「政令」という。)第17条各号に掲げる額を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、本事業を利用した者が、法第76条の2第1項に規定する障害福祉サービス、新宿区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年規則第60号。以下「規則」という。)第34条に規定する事業並びに第35条第2項第1号及び第2号に掲げる事業(以下「地域生活支援事業」という。)若しくは介護給付等対象サービス又は区長が別に定める福祉サービスを併せて受けた場合における当該者に係る負担額は、次に掲げる額の合計額を基準として区長が別に定める方法により算定した額を上限とする。

- (1) 政令第43条の4第1項に規定する障害福祉サービスに要する費用の額から当該費用につき支給された同条第2項に規定する介護給付費等を控除して得た額
- (2) 政令第43条の4第1項に規定する居宅サービス等に要する費用の額から当該費用につき支給された同条第2項に規定する介護サービス費等を控除して得た額
- (3) 地域生活支援事業を利用した者に係る1か月当たりの当該事業の利用に要した費用の額から当該費用につき支給された規則第36条第1項に規定する地域生活支援給付費を控除して得た額
- (4) 当該福祉サービスについて、前3号に準ずる方法として区長が別に定める方法により算定した額

(高額地域生活支援サービス費の支給)

第12条 区長は、利用者が、法第76条の2第1項に規定する障害福祉サービス、介護給付等対象サービス及び規則第34条に規定する事業並びに第35条第2項第1号及び第2号に掲げるサービスを受けた場合において、当該事業を利用した者に係る第1号に掲げる額が当該事業を利用した者に係る第2号に掲げる額を超えているときは、当該事業を利用した者に対し、高額地域生活支援サービス費を支給するものとする。

- (1) 前条第3項第1号から第3号までに掲げる額の1か月当たりの合計額
- (2) 政令第43条の6各号に掲げる額

2 前項の規定により支給される高額地域生活支援サービス費の額は、同項第1号に掲げる額から同項第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、前条第3項第1号及び第2号に掲げる額の1か月当たりの合計額が第1項第2号に掲げる額を超える場合は、前項の規定により支給される高額地域生活支援サービス費の額は、同条第3項第3号に掲げる1か月当たりの額とする。

4 区長は、第1項に規定する事業を利用した者及び当該事業を利用した者と同じ世帯に属する者で、同一の月に当該事業を利用したものが、法第76条の2第1項に規定する障害福祉サービス及び介護給付等対象サービスを受けた場合において、当該事業を利用した者及び当該事業を利用した者と同じ世帯に属する者に係る1人当たりの第1号に掲げる額を合算した額が当該事業を利用した者及び当該事業を利用した者と同じ世帯に属する者に係る第2号に掲げる額を超

えているときは、当該事業を利用した者及び同一世帯に属する者に対し、高額地域生活支援サービス費を支給するものとする。

(1) 前条第3項第1号から第3号までに掲げる額の1か月当たりの合計額

(2) 政令第43条の6各号に掲げる額

5 前項の規定により支給される高額地域生活支援サービス費の額は、1人当たりの同項第1号に掲げる額を合算した額から同項第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

6 前項の規定にかかわらず、1人当たりの前条第3項第1号及び第2号に掲げる額の1か月当たりの合計額を合算した額が第1項第2号に掲げる額を超える場合は、前項の規定により支給される高額地域生活支援サービス費の額は、1人当たりの同条第3項第3号に掲げる1か月当たりの額を合算した額とする。

(受給者証の再交付)

第13条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、新宿区重度障害者等就労支援事業受給者証再交付申請書(第14号様式)を区長に提出し、受給者証の再交付を受けるものとする。

(1) 受給者証を紛失した場合

(2) 受給者証を破損し、又は著しく汚損した場合

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間、負担軽減措置として第10条の規定により利用者に対して給付費として支給する額は、第9条に定める額の100分の97に相当する額とする。

別表（第9条関係）

障害福祉サービスの種別	単位数	単価
重度訪問介護	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。）別表に規定する介護給付費等単位数表第 2 の 1 のイに規定する重度訪問介護サービス費の単位	厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 18 年厚生労働省告示第 539 号）に定める一単位の単価
同行援護	報酬告示別表に規定する介護給付費等単位数表第 3 の 1 のイに規定する同行援護サービス費の単位	
行動援護	報酬告示別表に規定する介護給付費等単位数表第 4 の 1 のイに規定する行動援護サービス費の単位	